#### 忠岡町防災電話・FAX 配信サービス利用規約

#### (趣旨)

1. この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、忠岡町(以下「町」といいます。)が 提供する忠岡町防災電話・FAX配信サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用す ることに関し、必要な事項を定めるものとします。

#### (適用)

2. 本規約は、町および本サービスをご利用になられる方(以下「利用者」といいます。) に適用するものとします。

#### (本サービスの配信対象者)

- 3. 本サービスの利用者は、忠岡町内に居住する以下のいずれかに該当する方とします。
- (1) 一人世帯の方で、携帯電話・スマートフォン等を保有していない方
- (2) 世帯内で携帯電話・スマートフォン等保有者がいない方
- (3)日中、長時間にわたって世帯内の携帯電話・スマートフォン等保有者が不在となる方
- (4)他の情報伝達手段では情報伝達が困難なため、本サービスによる情報伝達が必要と町が認める方

#### (本サービスの提供時間)

4. 町は、休日、祝日や夜間、早朝等に関わらず、必要性が生じた場合、本サービスにより情報を配信することがあり、利用者が配信時間帯を指定することはできません。

#### (利用者の利用登録、変更)

- 5. 本サービスにて電話または FAX のいずれかの配信を希望する利用者は、「忠岡町防災電話・FAX 配信サービス登録(変更・解除)申請書 | を町へ提出するものとします。
- 6. 利用者は、電話・FAX 番号に変更が生じた場合、「忠岡町防災電話・FAX 配信サービス登録(変更・解除)申請書」を町へ提出するものとします。
- 7. 利用者は、配信の必要性がなくなった場合、「忠岡町防災電話・FAX 配信サービス登録 (変更・解除)申請書」を町へ提出するものとします。

(本サービスで配信する情報)

- 8. 町は、テスト配信を除き、防災行政無線で放送した内容で以下のいずれかの情報について、本サービスにて配信することができるものとします。ただし、国が発表する緊急地震速報等の放送や町がお知らせする啓発や訓練情報等、本サービスの対象外となる情報があります。
- (1) 災害時の避難所開設情報や避難情報、発災後の防災情報など、災害時等緊急的な防災 情報
- (2) その他住民の安全確保や本サービスの提供維持のため、本サービスによる配信が特に必要と町が判断する情報

# (利用登録の解除)

9. 町は、利用者が指定した電話番号・FAX 番号に対する配信について、3回以上連続して不達となった利用者がいる場合、または配信受信者が別人である旨の申出があった場合、利用者に通知することなく利用登録を解除することができるものとします。

### (本サービスの変更、中断または停止)

10. 町は、通信回線設備およびシステムの障害またはメンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断または停止することができるものとします。

#### (本サービスの終了)

11. 町が本サービスを終了する場合、町は利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了できるものとします。

# (利用上の注意事項)

- 12. 町は、本サービスから配信するメールの完全性、正確性、有用性などについて、明示的または黙示的を問わず、利用に対していかなる保証を行わないものとし、利用者は本人の判断と責任において本サービスを利用しなければなりません。
- 13. 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 14. 町は、通信回線の負荷状況などにより、本サービスにかかる配信が遅れた場合または配信ができない場合において、当該配信の再配信は行わないことがあります。
- 15. 本サービスの登録解除手続きを行った利用者の情報は、システムから削除することとします。

16. 利用者が本規約に違反した場合または違反行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、町は利用者に通知することなく、登録の削除などの措置をとることができるものとします。

#### (禁止事項)

- 17. 利用者は、本サービスが配信した内容の全部または一部を、町の承諾を得ず複製配布、 放送及び商業目的で二次利用することはできません。
- 18. 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為または不利益を被らせる行為をしてはなりません。

#### (利用料)

19. 当サービスの利用料は無料です。ただし、通信や配信に必要な機器等や配信された情報を受け取るための通信料等は利用者の負担となります。

# (損害賠償)

20. 利用者が本規約に違反し、町、本サービス提供事業者および第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

#### (免責事項)

- 21. 町は、利用者が本サービスの利用または本サービスが何らかの事由で利用できないことにより生じた直接的、間接的または結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負いません。
- 22. 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、その責任は全て利用者が負うものとし、町はその責任を負いません。

#### (規約変更)

- 23. 町は、事前の通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
- 24. 本規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

## (附則)

25. 本規約は、令和4年6月1日から施行します。